

道路整備計画および緑の計画について

1. 道路網の配置等

既定の都市計画道路等を基本に、都市計画マスタープランに定められている都市活動及び市民生活を支える道路の段階的な配置を行い、道路の整備を促進する。

(1) 主要幹線道路

交流や産業活動を支える都市間を結ぶ主要幹線道路の整備を促進及び推進する。

1) 都市計画道路

- ①都市計画道路3・3・2号線：計画幅員28m
- ②都市計画道路3・3・15号線：計画幅員25～33.7m

(2) 地域幹線道路

主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに南部地域の骨格となる地域幹線道路の整備を促進及び推進する。なお、既存道路等の計画幅員は、8m以上とする。

1) 都市計画道路

- ①都市計画道路3・4・1号線：計画幅員16m（概ね完成）
 - ②都市計画道路3・4・3号線：計画幅員18m
 - ③都市計画道路3・4・4号線：計画幅員16m（完成）
 - ④都市計画道路3・4・5号線：計画幅員20～33.7m
 - ⑤都市計画道路3・4・13号線：計画幅員16m（完成）
 - ⑥都市計画道路3・4・14号線：16～20.5m
 - ⑦都市計画道路3・4・16号線：計画幅員16m（完成）
 - ⑧都市計画道路3・5・9号線：計画幅員12m
- ※完成は、南部地域整備基本計画区域内における状況を示す。

2) 既存道路等

- ①谷保駅西側の南北方向の都道146号線
- ②矢川駅東側の南北方向の市道南第15号線及び同南第26号線（石田街道）
- ③谷保駅及び矢川駅南口における駅前広場へのアプローチ道路（想定道路）

(3) 生活幹線道路

地域幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに地区の骨格となる主要な道路を生活幹線道路として整備を推進する。なお、既存道路等の計画幅員は、8m以上とする。

(4) 区画道路

居住地区内の日常生活に密着した区画道路の整備を推進する。

この内、主要な区画道路の計画幅員は6m以上とし、その他の区画道路の幅員は4m以上とする。

(5) 主な歩行軸

地域の拠点等を結ぶ歩行者の導線として位置付けた道路における歩行空間の整備を推進する。

- ①都市計画道路 3・4・13 号線
- ②矢川駅から清化園

2. 整備の優先度

(1) 主要幹線道路

平成 27 年度までに優先的に整備すべき路線に選定されている都市計画道路の整備を促進する。

- ①都市計画道路 3・3・2 号線（東京都施工予定）
- ②都市計画道路 3・3・15 号線（矢川上土地区画整理区域内は国立市施工、それ以外は東京都施工予定）

(2) 地域幹線道路

平成 27 年度までに優先的に整備すべき路線に選定されている都市計画道路の整備を促進する。

- ①都市計画道路 3・3・2 号線から国立市大字谷保字栗原までの間（国立市施工予定）
- ②都市計画道路 3・4・5 号線（東京都施工予定）
- ③都市計画道路 3・4・14 号線（国立市施工予定）

(3) 生活幹線道路

(4) 主要な区画道路

3. 駅前広場

谷保駅南側及び矢川駅南側において、バス交通の処理が可能な一定水準の機能と環境を持つ駅前広場の整備を検討する。

(1) 駅前広場の規模

駅前広場の規模は、乗降人員を基に算出するのが一般であり、年間平均 1 日乗降人員が 73,000 人以下の場合は、次の標準式により算出される。

標準式 $A = 0.119x$

上限 $A = 0.128x$

下限 $A = 0.088x$

※A：総面積（㎡）、x：年間平均 1 日鉄道乗降人数（人）

平成 17 年度における 1 日乗降客数は、谷保駅が約 18,400 人で、矢川駅が約 13,600 人であり、この乗降客数を標準式にあてはめると、必要となる駅前広場の規模は次のとおりとなる。

谷保駅： $0.119 \times 18,400 = 2,190 \text{ m}^2$

矢川駅： $0.119 \times 13,600 = 1,619 \text{ m}^2$

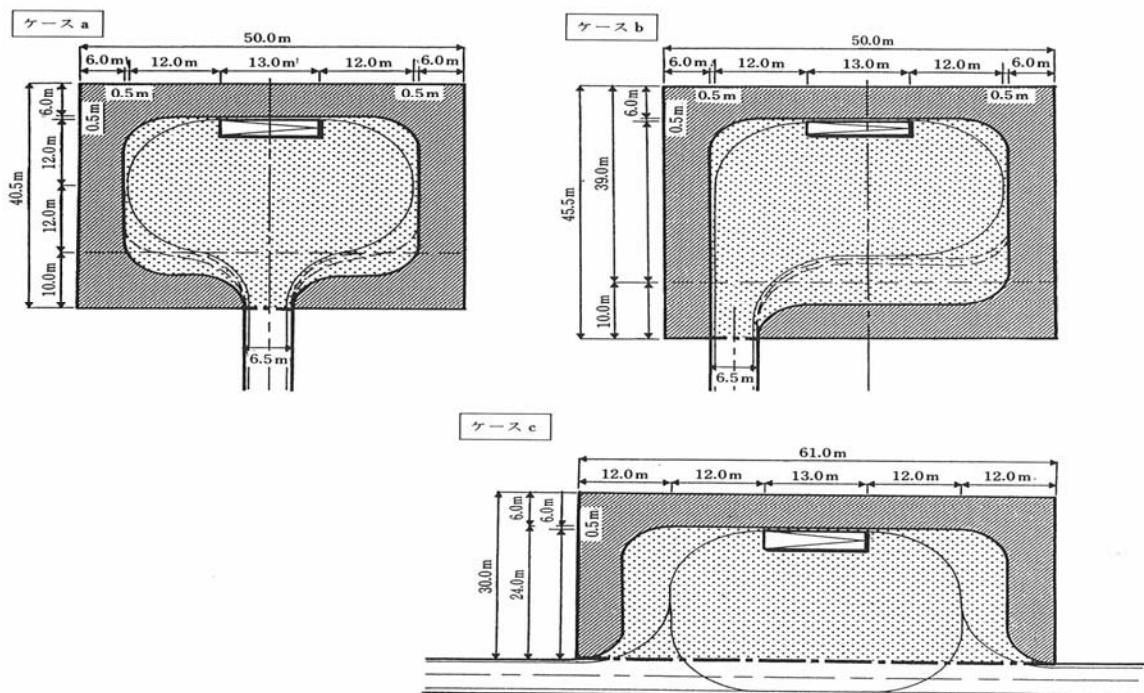
なお、この駅前広場の規模は駅南北に対するものであり、駅南北の乗降客数が同数だとすれば、南側における必要面積は半分の約 $1,000 \text{ m}^2$ と考えられる。

一方、建設省都市局都市交通調査室監修の駅前広場計画指針では、交通空間面積算定手順に係わらず、交通空間機能が確保できる最低限の面積を確保することが望ましいとして、一般車が円滑に利用できるようにするとともに、バスの出入りに対応することができる規模として $2,000 \text{ m}^2$ を基本とすることが示されている。

● 小さな駅の交通広場面積（バス出入りの場合）

ケース	街路との関係	横 (m)	縦 (m)	全面積 (m ²)
a		50	40.5	2,025
b		50	45.5	2,275
c		61	30.0	1,830

注) 縦：駅に対して垂直方向 横：駅に平行方向



したがって、谷保駅及び矢川駅南側周辺は、地域拠点として位置づけられていることから、環境空間を豊かに確保することとし、標準的な規模より大きな $2,500 \text{ m}^2$ を確保することとする。

緑の計画

1. 緑の配置計画

緑の基本計画に基づき、公園、緑地等の整備を推進する。

(1) 緑の保全及び育成

①矢川の保全

伝統や自然的な護岸への改修を推進し、水辺環境の保全や再生に努める。

②水路、湧水の保全

自然的な護岸への改修を推進し、水辺環境の保全や向上に努める。

③農地の保全

生産緑地地区はその継続に努めるとともに、新たな生産緑地地区指定を推進する。

(2) 緑の復元及び再生

①青柳崖線樹林地

緑地保全地区の指定を推進し自然空間を保全するとともに、青柳崖線樹林地の連続性の復元を図る。

②甲州街道沿道の屋敷林の維持再生を図る。

所有者の理解を得ながら保全に努める。

(3) 緑の創出及び向上

1) 地区公園（運動公園）

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした誘致距離は1kmの公園で、スポーツ・レクリエーションなど多様な運動公園的な機能を持った公園化の整備を推進する。

①矢川上公園（都市計画公園）

②多摩川河川敷公園

2) 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として、誘致距離は250mで敷地面積は0.25haを標準として配置し、街区公園として整備された公園の維持、保全に努める。

①緑川東公園（整備済）

②緑川西公園（整備済）

③寺之下親水公園（整備済）

④四軒在家公園（整備済）

⑤ママ下湧水公園（整備済）

3) 近隣公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として、誘致距離は500mで敷地面積は2haを標準として配置し、整備の推進を図る。

- ①天神公園（都市計画公園）
- ②城山公園（都市計画公園）
- ③北多摩2号処理場

4) 都市緑地

既存の緑地空間の維持に加え、多様な生態系の保全、創出を図る。

- ①青柳北緑地（都市計画緑地）
- ②谷保緑地（都市計画緑地）

5) 主な歩行軸

地域拠点を結び南部の自然空間とのふれあいを周遊する歩行者の導線として位置付けた道路等における歩行空間の整備を推進する。

- ①矢川沿いの道路
- ②谷保雨水第一遊歩道
- ③谷保雨水第二遊歩道から谷保駅方面
- ④谷保雨水第二遊歩道から都市計画道路3・4・14号線
- ⑤谷保雨水第二遊歩道から立川方面
- ⑥谷保緑地から都市計画道路3・3・2号線

2. 整備の優先度

(1) 地区公園

緑の基本計画において、公園、学校や公共施設等と一体的な地域の中心的な緑として拠点となる緑に位置づけられ、平成27年度までに重要な公園として重点化を図る公園に選定されている矢川上公園の整備を推進する。

(2) 近隣公園

緑の基本計画において、環境を支える大規模で質の高い緑地として中核となる緑に位置づけられ、平成27年度までに優先的に整備に着手する予定の重点公園に選定されている城山公園の整備を推進する。

(3) 公園整備区域

公園、緑地の誘致距離を超える地域を公園整備区域として公園の配置整備を推進する。